

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

戸田建設株式会社

2020年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

戸田建設株式会社
代表取締役社長 今井 雅則

当社と、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会は、2020年1月31日付合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会を吸収合併消滅会社、効力発生日を2020年4月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。本合併に関する会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に基づく事項を下記のとおり開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2020年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）
株式会社日新ライフは当社の完全子会社、株式会社櫻橋商会は株式会社日新ライフの完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
株式会社日新ライフは当社の完全子会社、株式会社櫻橋商会は株式会社日新ライフの完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）
株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会は、新株予約権を発行していませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 債権者の異議（会社法第789条）
消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年2月14日付にて、官報および債権者に対する各別の催告により、債権者に対し公告を行いました。同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 796 条の 2 の規定による手続は行っておりません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2019 年 9 月 20 日付にて、官報および電子公告により、債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会からその資産、負債および権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会の事前開示書面は別添のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併による変更登記は、2020 年 1 月 7 日に申請する予定です。

7. 本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020年 2月 14日

株式会社日新ライフ

2020年2月14日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都中央区京橋一丁目7番1号
株式会社日新ライフ
代表取締役社長 三宅良治

当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、戸田建設株式会社を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことを決議し、2020年1月31日に両社の間で本合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約書（会社法第782条第1項）

2020年1月31日付で、当社と戸田建設株式会社との間で締結した合併契約書は、別添のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は、戸田建設株式会社の完全子会社であるため、本合併による株式その他の対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当する事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当する事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

（1）吸収合併存続会社に係る事項

①最終事業年度に係る計算書類等

戸田建設株式会社の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当する事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併後の戸田建設株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の戸田建設株式会社の収益の状況およびキャッシュ・フローの状況について、戸田建設株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における戸田建設株式会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



合併契約書

戸田建設株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社日新ライフ（以下「乙」という。）は、甲が存続し、乙が解散する吸収合併（以下「本合併」という）に関し、次のとおり契約する（以下この合併契約書を「本契約」という。）。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本合併を行う甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：戸田建設株式会社
東京都中央区京橋1丁目7番1号

乙（消滅会社）：株式会社日新ライフ
東京都中央区京橋1丁目7番1号

（株式の割当て及び交付）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、株式の割当て及び交付はしないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和2年4月1日とする。ただし、同日までに本合併手続が完了しないときは、令和2年7月1日に変更する。

（株主総会の承認省略）

第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、効力発生日において、資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを実行する。

（解散費用）

第8条 効力発生日以降において、乙の解散手続のために要する費用は、全て甲の負担とする。

（合併条件の変更、合併契約の解除）

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第10条 本契約は、法令に定める関係官庁等の認可等を得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

以上

令和 2年 1月31日

甲
住 所 東京都中央区京橋1丁目7番1号
戸 田 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 今 井 雅 則

乙
住 所 東京都中央区京橋1丁目7番1号
株 式 会 社 日 新 ラ イ フ
代表取締役社長 三 宅 良 治

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020年 2月 14日

株式会社櫻橋商会

2020年2月14日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都中央区京橋一丁目7番1号
株式会社 櫻橋商会
代表取締役社長 三宅良治

当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、戸田建設株式会社を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことを決議し、2020年1月31日に両社の間で本合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約書（会社法第782条第1項）

2020年1月31日付で、当社と戸田建設株式会社との間で締結した合併契約書は、別添のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は、戸田建設株式会社の完全子会社であるため、本合併による株式その他の対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当する事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当する事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

（1）吸収合併存続会社に係る事項

①最終事業年度に係る計算書類等

戸田建設株式会社の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象該当する事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併後の戸田建設株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の戸田建設株式会社の収益の状況およびキャッシュ・フローの状況について、戸田建設株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における戸田建設株式会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



合併契約書

戸田建設株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社櫻橋商会（以下「乙」という。）は、甲が存続し、乙が解散する吸収合併（以下「本合併」という）に関し、次のとおり契約する（以下この合併契約書を「本契約」という。）。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本合併を行う甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：戸田建設株式会社

東京都中央区京橋1丁目7番1号

乙（消滅会社）：株式会社櫻橋商会

東京都中央区京橋1丁目7番1号

（株式の割当て及び交付）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、株式の割当て及び交付はしないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和2年4月1日とする。ただし、同日までに本合併手続が完了しないときは、令和2年7月1日に変更する。

（株主総会の承認省略）

第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、効力発生日において、資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを実行する。

（解散費用）

第8条 効力発生日以降において、乙の解散手続のために要する費用は、全て甲の負担とする。

（合併条件の変更、合併契約の解除）

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第10条 本契約は、法令に定める関係官庁等の認可等を得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

以上

令和2年1月31日

甲

住所 東京都中央区京橋1丁目7番1号

戸田建設株式会社

代表取締役社長 今井雅則

乙

住所 東京都中央区京橋1丁目7番1号

株式会社櫻橋商会

代表取締役社長 三宅良治

事業報告

(第96期)

自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

戸田建設株式会社

事業報告（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）における国内景気は、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復が続いております。

建設業界におきましては、官公庁からの受注が減少したものの、製造業・非製造業ともに民間工事が増加したことで、受注全体としては前年度と比較し増加しております。しかしながら、労務・資材供給の逼迫などによる建設コストの上昇などの懸念を残したまま推移いたしました。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に当社における完成工事高が増加したことにより、5,104億円と前連結会計年度比19.0%の増加となりました。利益面につきましては、主に国内建築における売上総利益が増加したことにより、売上総利益は671億円と前連結会計年度比11.2%の増加となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては人件費の増加等により、325億円と前連結会計年度比9.1%増加しましたが、営業利益は345億円と前連結会計年度比13.3%の増加となり、経常利益も374億円と前連結会計年度比13.5%の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、減損損失が発生しましたが、投資有価証券売却益等により、255億円と前連結会計年度比0.6%の増加となりました。

事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを「国内建築」、「国内土木」、「投資開発」、「国内グループ会社」、「新領域」、「海外」の6区分に変更しております。

[国内建築および国内土木]

国内建築事業および国内土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、国内建築事業の売上高は3,601億円（前連結会計年度比28.0%増）となり、セグメント利益は254億円（前連結会計年度比42.4%増）となりました。また国内土木事業の売上高は1,003億円（前連結会計年度比8.3%減）となり、セグメント利益は112億円（前連結会計年度比4.9%減）となりました。

[投資開発]

投資開発事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに国内建築事業および国内土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は107億円（前連結会計年度比62.3%増）、セグメント利益は18億円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。

[国内グループ会社]

国内グループ会社事業におきましては、国内の連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は450億円（前連結会計年度比33.1%増）、セグメント利益は15億円（前連結会計年度比78.6%増）となりました。

[新領域]

新領域事業におきましては、浮体式洋上風力発電等の新領域事業を展開しており、売上高は2億円、セグメント損失は8億円となりました。

[海外]

海外事業におきましては、海外における建築事業、土木事業、不動産事業を展開しており、売上高は177億円、セグメント損失は40億円となりました。

なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内建築事業	469,353	381,711	355,064	496,000
国内土木事業	182,418	155,877	99,042	239,253
海外事業	9,261	2,217	4,550	6,928
(小計)	661,034	539,806	458,657	742,183
投資開発事業等	—	9,427	9,427	—
合計	661,034	549,233	468,084	742,183

当期の主な受注工事

- ・ (学)東洋大学 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎建設工事 (増築)
- ・ 瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合 瀬谷駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築
- ・ (学)文教大学学園 文教大学東京あだちキャンパス建築計画
- ・ (公社)宮崎市郡医師会 宮崎市郡医師会病院等移転新築工事
- ・ N T Tファイナンス(株) (仮称) 千葉物流センタE棟新築工事
- ・ 首都高速道路(株) (修) (仮称) 神奈川局新社屋建築工事
- ・ 東京都財務局 城北中央公園調節池 (一期) 工事その2
- ・ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中央新幹線、上小山田非常口
- ・ (同)OR山口美弥ソーラー発電所 OR山口美弥ソーラー発電所工事
- ・ 西日本高速道路(株) 新名神高速道路宇治田原トンネル東工事

当期の主な完成工事

- ・ 国家公務員共済組合連合会 虎の門病院整備事業
- ・ RW原木3特定目的会社 (仮称) E S R市川ディストリビューションセンター新築工事
- ・ 新日鉄興和不動産(株) (仮称) 日鐵日本橋ビル建替計画新築工事
- ・ (学)東京音楽大学 東京音楽大学新キャンパス新築工事
- ・ (株)パイロットコーポレーション、阪神阪急不動産(株) 他 京橋2-6計画設計業務・新築工事・監理業務
- ・ (学)桜美林学園 (仮称) 桜美林大学百人町キャンパス計画
- ・ 東日本高速道路(株) 北海道横断自動車道 第二天神トンネル工事
- ・ 国土交通省中国地方整備局 長門俵山道路大寧寺第1トンネル工事
- ・ 岩手県釜石市 釜石市北ブロック復興整備事業
- ・ 埼玉県 中川流域下水道終末処理場第2沈砂池ポンプ棟築造土木工事

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約206億円であります。設備投資の主なものは、賃貸事業用土地・建物等の取得、当社において生産性の高い業務推進体制の構築に要したICT再構築費等であります。

また、連結子会社であるオフショアウィンドファームコンストラクション株式会社は、浮体式洋上風力発電事業において洋上施工に用いる船舶を建造しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、2018年12月21日に第4回無担保社債（5年債）50億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な観点から不確実性を増す社会・経済情勢、加速度的に進む技術革新、さらに2020年以降に予想される建設投資の減少、少子高齢化による担い手不足などの経営課題に迅速に対応し、持続的成長を実現していかなくてはならないと認識しております。

これらの認識を踏まえ、2017年5月に『「Assembly（組み立て） & Collaboration（共創）」による新価値の創造』を目指す姿とした「中期経営計画2019」を策定しました。

本計画では、「生産性 No.1・安全性 No.1 の進化」と「差別化価値の獲得」を柱とし、持続的成長に向けた収益基盤の構築を進めていきます。

1. 中期経営計画2019で目指す姿

・「Assembly（組み立て）& Collaboration（共創）」による新価値の創造

① 生産性No.1・安全性No.1の進化

： 1人当たり完成工事高30%向上・残業ゼロ・事故ゼロへの挑戦

② 差別化価値の獲得

： 強みの開拓と更なる強化、収益の多様化

2. 2019年度 グループ業績目標

(1) 連結売上高・営業利益等

	2018年度実績	2019年度目標
連結売上高	5,104億円	5,000億円 程度
営業利益	345億円	250億円 以上
営業利益率	6.8%	5.0% 以上
労働生産性（個別）	1,786万円	1,500万円 以上

※ 労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

(2) 事業別売上高・利益

	2018年度実績	2019年度目標	長期目標
連結売上高	5,104億円	5,000億円	
国内建築	3,601億円	3,400億円	
国内土木	1,003億円	1,150億円	
投資開発＋新領域	109億円	85億円	
国内グループ会社	450億円	360億円	
海外	177億円	220億円	
連結消去	△238億円	△215億円	
営業利益	345億円 [100.0]	250億円 [100.0]	[100.0]
国内建築	254億円 [73.8]	165億円 [66.0]	[50.0]
国内土木	112億円 [32.5]	65億円 [26.0]	[15.0]
投資開発＋新領域	9億円 [2.9]	4億円 [1.6]	[15.0]
国内グループ会社	15億円 [4.6]	16億円 [6.4]	[10.0]
海外	△40億円 [△11.7]	0億円 [0.0]	[10.0]
連結消去	△6億円 [△2.1]	— [—]	[—]

※ 新領域は、エネルギー関連事業及びその他新規事業

※ [] は構成比率

※ 長期目標は、2020年以降を視野に入れた経営の方向性

(3) 資本効率・株主還元

	2018年度実績	2019年度目標
ROE（自己資本利益率）	10.0%	8.0% 程度
総還元性向	24.0%	30.0% 程度

※ 総還元性向＝総株主還元額（配当総額＋自社株式取得総額）÷親会社株主に帰属する当期純利益

(4) 投資計画

	計画期間累計	年度平均
投資開発（不動産等）	420億円	140億円
新領域（エネルギー等）	240億円	80億円
技術研究所整備・ICT再構築	60億円	20億円
合計	720億円	240億円

3. 事業方針

(1) 生産性No.1・安全性No.1の進化

- ・設計・施工段階における業務（基本・実施設計、施工計画、労働環境整備等）のフロントローディングを推進する。
- ・自動化・機械化施工等、新技術・ICT（情報コミュニケーション技術）を開発し、適用する。

(2) 差別化価値の獲得

① 国内建設事業

- ・安定成長分野 : 得意分野（病院・学校、再開発、山岳トンネル、区画開発等）において、当社グループ独自の価値を提供する。
- ・重点強化分野 : 高付加価値オフィスビル、大規模インフラ等の継続的な受注を目指す。

② 戦略事業

- ・将来収益の柱とするべく「投資開発」「新領域」「国内グループ会社」「海外」へのリソースシフトを推進する。

事業	主な取り組み
投資開発	<ul style="list-style-type: none">・収益物件、区画開発事業等への投資及び運用・京橋一丁目東地区開発計画（本社ビル建替え）の推進・工作所等、社有資産の有効活用
新領域	<ul style="list-style-type: none">・浮体式洋上風力発電の事業化・新エネルギー、農業6次産業化、新規事業への取り組み
国内グループ会社	<ul style="list-style-type: none">・全方位的顧客価値の提供、建設ライフサイクル事業（ビル管理、リニューアル、設備等）の強化・M&A等による特殊技術の獲得
海外	<ul style="list-style-type: none">・ブラジル及び東南アジアにおける営業力の強化・海外土木工事の継続的な受注・保有技術の展開

(3) 経営基盤の強化とステークホルダー価値の向上

- ・人財流動化（ローテーション）、働き方改革を通じて、社員の多様化・多彩化・ポテンシャルアップを図る。
- ・キャッシュフローの改善及び適正な内部留保の確保（自己資本比率40%程度）により健全な財務体質を維持する。
- ・環境保全をはじめ、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進する。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第93期	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	492,621	422,722	429,026	510,436
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	20,039	42,091	25,455	25,595
1株当たり当期純利益 (円)	65.25	137.07	82.71	83.49
総資産 (百万円)	548,711	536,582	558,312	667,722
純資産 (百万円)	177,417	226,895	249,394	269,193

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した結果、5,682百万円減少しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第93期	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期 (当事業年度)
受注高 (百万円)	420,769	478,587	449,522	549,233
売上高 (百万円)	463,476	399,578	400,325	468,084
当期純利益 (百万円)	18,867	41,100	24,424	24,405
1株当たり当期純利益 (円)	61.44	133.84	79.36	79.60
総資産 (百万円)	519,653	502,868	521,218	626,920
純資産 (百万円)	166,276	212,780	233,508	252,170

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した結果、5,668百万円減少しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	百万円 100	% 93.9	不動産業・ビル管理業・ 建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100	67.0	建設業 (道路舗装・一般土木)
株式会社アペックエンジニアリング	100	100.0	建設業 (建築設備)
佐藤工業株式会社	100	100.0	総合建設業

連結子会社は、上記の4社を含めて21社であります。

② その他

主な技術提携の状況

フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
国内建築事業	当社が行う国内におけるオフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
国内土木事業	当社が行う国内におけるトンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
投資開発事業	当社グループが行う不動産の自主開発・売買・賃貸等に関する事業
国内グループ会社事業	国内連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、貸金業、人材派遣業、リース業、ホテル業
新領域事業	国内における発電・売電事業、農業6次産業化等
海外事業	海外における建築事業、土木事業及び不動産事業

(8) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店 (東京都中央区)

首都圏土木支店 (東京都中央区)

千葉支店 (千葉市)

関東支店 (さいたま市)

横浜支店 (横浜市)

大阪支店 (大阪市)

名古屋支店 (名古屋市)

札幌支店 (札幌市)

東北支店 (仙台市)

広島支店 (広島市)

四国支店 (高松市)

九州支店 (福岡市)

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所 (ベトナム)

ヤンゴン営業所 (ミャンマー)

シンガポール営業所 (シンガポール)

② 子会社

株式会社アペックエンジニアリング (埼玉)

千代田建工株式会社 (東京)

戸田道路株式会社 (東京)

戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)

戸田ファイナンス株式会社 (東京)

東和観光開発株式会社 (山口)

戸田スタッフサービス株式会社 (東京)

五島フローティングウィンドパワー合同会社 (長崎)

オフショアウィンドファームコンストラクション株式会社 (東京)

株式会社日新ライフ (東京)

佐藤工業株式会社 (福島)

アメリカ戸田建設株式会社 (アメリカ)

ブラジル戸田建設株式会社 (ブラジル)

タイ戸田建設株式会社 (タイ)

ベトナム戸田建設有限会社 (ベトナム)

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,296名	302名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,078名	62名増

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	18,054
株式会社みずほ銀行	7,580
株式会社三井住友銀行	3,915
三井住友信託銀行株式会社	2,730

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	759,000,000株
(2) 発行済株式の総数	322,656,796株
(3) 株主数	10,426名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
大 一 殖 産 株 式 会 社	38,315 ^{千株}	12.48 [%]
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	16,272	5.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,905	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,080	2.95
一般社団法人アリー	8,977	2.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	8,730	2.84
株式会社三菱UFJ銀行	8,048	2.62
戸 田 博 子	6,611	2.15
三 宅 雄 一 郎	6,148	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口 620090811)	6,002	1.95

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式15,630千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
今井雅則	代表取締役社長	人財戦略室長
鞠谷祐士	代表取締役	管理本部長
宮崎博之	代表取締役	建築本部長
藤田謙	代表取締役	土木本部長
戸田守道	取締役	価値創造推進室長
大友敏弘	取締役	総務部長（兼）リスクマネジメント室長
植草弘	取締役	戦略事業推進室長
下村節宏	取締役	三菱電機(株)特別顧問 日本原子力発電(株)社外監査役
網谷駿介	取締役	
伊丹俊彦	取締役	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役
海老原恵一	常勤監査役	
大内仁	常勤監査役	
神谷和彦	監査役	公認会計士（神谷和彦公認会計士事務所） わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役 (株)I Sホールディングス社外監査役 FDK(株)社外取締役（監査等委員） (株)ストライク社外取締役
安達久俊	監査役	
丸山恵一郎	監査役	弁護士（名川・岡村法律事務所） 学東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役

- (注) 1. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏および伊丹俊彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神谷和彦氏、安達久俊氏および丸山恵一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役海老原恵一氏および監査役神谷和彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役海老原恵一氏は、長年にわたり当社の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役神谷和彦氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏、伊丹俊彦氏および監査役神谷和彦氏、安達久俊氏、丸山恵一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 事業年度中に退任した取締役および監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役	秋場俊一		2018年6月28日
取締役	早川誠		2018年6月28日
常勤監査役	西牧武志		2018年6月28日

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	今井雅則	執行役員	窪田浩一
*専務執行役員	鞠谷祐士	執行役員	若林英実
*専務執行役員	宮崎博之	執行役員	山寄俊博
*専務執行役員	藤田謙	執行役員	古賀孝三
*専務執行役員	戸田守道	執行役員	舘野孝信
*常務執行役員	大友敏弘	執行役員	神尾哲也
*常務執行役員	植草弘	執行役員	永井睦博
常務執行役員	高橋浩一	執行役員	大谷清介
常務執行役員	山田裕之	執行役員	吉岡耕一郎
常務執行役員	横溝祐次	執行役員	竹村和晃
常務執行役員	宮地淳夫	執行役員	西村正
常務執行役員	浅野均	執行役員	内藤欣雄
常務執行役員	長田真一	執行役員	市原卓
常務執行役員	増田義明	執行役員	町田佳則
常務執行役員	深代尚夫	執行役員	永島潮
常務執行役員	三宅正人	執行役員	曾根原努
常務執行役員	徳久光彦	執行役員	河野利幸

(注) *は取締役兼務者です。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	12人	345百万円	(うち社外	3人	32百万円)
監査役	6人	61百万円	(うち社外	3人	24百万円)

(注) 上記には、取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の費用計上額14百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下村 節 宏	三菱電機(株)特別顧問 日本原子力発電(株)社外監査役	特別な取引関係はありません。
伊丹 俊 彦	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役	特別な取引関係はありません。
神谷 和 彦	公認会計士（神谷和彦公認会計士事務所） わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役 (株)ISホールディングス社外監査役 FDK(株)社外取締役（監査等委員） (株)ストライク社外取締役	特別な取引関係はありません。
丸山 恵一郎	弁護士（名川・岡村法律事務所） 学東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役	特別な取引関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下村 節 宏	取締役会17回のうち15回に出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網谷 駿 介	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
伊丹 俊 彦	就任後の取締役会13回のすべてに出席し、検事としての経験および弁護士としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
神谷 和 彦	取締役会17回のうち16回に、監査役会19回のうち18回に出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
安達 久 俊	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席しており、会社の経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
丸山 恵一郎	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

青南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額

54百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外のコンフォートレター作成業務を委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ② 経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③ 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ② 内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。

- ② 定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
 - ③ グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
 - ④ グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室及び海外事業部管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づきグループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
 - ⑤ 監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。
- (7) 監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。
監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、上記方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みの概要は以下のとおりであります。

(コンプライアンスに関する取り組み)

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、「戸田建設グループ 企業行動規範」をはじめとした関連規程の整備、報告・相談窓口（企業倫理ヘルプライン）の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング研修等各種集合研修）を継続的に実施しております。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し更なる改善を図るためにグループ全社に対してコンプライアンス意識調査アンケートを実施し、各社および協力会社から意見を聴取し、理解度を確認しました。

(リスク管理に関する取り組み)

代表取締役社長直轄のリスクマネジメント室とコンプライアンス委員会が連携して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えを部門横断的に実施しております。

当期においても、期初に各部門毎に抽出したリスクをリスク抽出リストとしてまとめ、その中から、当社グループにとって重要な重点管理リスクを選定し、優先的に対応していく体制を整備しております。また、期末に部署長、作業所長によるリスク抽出リストを用いた自部門のリスクの総点検を行い、来期活動計画に反映させるとともに継続的な改善により、危機の発生の未然防止を図りました。

(子会社管理に関する取り組み)

子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し付議・報告がなされています。

また、子会社の経営内容及び経営方針を当社に対して報告・説明する定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについては監査室や会計監査人が往査や評価を行い、子会社管理を所管する戦略事業推進室及び海外事業部が、その報告を受けることにより確認しております。

(監査役監査に関する取り組み)

監査役は、取締役会のほか監査役が必要と認める重要会議への出席、事業部門、各支店及び作業所などへの往査・ヒアリング、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との面談などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、社内監査部門である監査室とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。

一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時と大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、2017年1月、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行っております。

その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。

経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力としていきま

す。今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの存在価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月29日開催の当社第94回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

ア 本対応策に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様の開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとし、

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、2017年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、2017年6月29日に開催された第94回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は2020年6月開催予定の当社第97回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	364,835	流 動 負 債	293,829
現金預金	97,450	支払手形・工事未払金等	115,318
受取手形・完成工事未収入金等	225,685	短期借入金	29,451
販売用不動産	9,162	コマーシャル・ペーパー	50,000
未成工事支出金	16,719	未払法人税等	9,882
その他のたな卸資産	2,029	未成工事受入金	30,059
その他	15,336	賞与引当金	6,596
貸倒引当金	△1,548	完成工事補償引当金	4,390
固 定 資 産	302,886	工事損失引当金	3,601
有形固定資産	109,434	預り金	26,355
建物・構築物	18,953	その他	18,172
機械、運搬具及び工具器具備品	2,807	固 定 負 債	104,699
土地	82,199	社債	25,000
リース資産	52	長期借入金	27,573
建設仮勘定	5,420	繰延税金負債	18,424
無形固定資産	7,962	再評価に係る繰延税金負債	7,235
のれん	589	役員退職慰労引当金	180
その他	7,373	役員株式給付引当金	172
投資その他の資産	185,489	関係会社整理損失引当金	42
投資有価証券	178,643	退職給付に係る負債	21,446
長期貸付金	434	資産除去債務	1,183
退職給付に係る資産	1,930	その他	3,441
繰延税金資産	582	負 債 合 計	398,529
その他	4,132	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△234	株 主 資 本	195,182
		資本金	23,001
		資本剰余金	25,743
		利益剰余金	155,875
		自己株式	△9,438
		その他の包括利益累計額	70,974
		その他有価証券評価差額金	67,330
		繰延ヘッジ損益	28
		土地再評価差額金	5,592
		為替換算調整勘定	△955
		退職給付に係る調整累計額	△1,021
		非支配株主持分	3,035
		純 資 産 合 計	269,193
資 産 合 計	667,722	負 債 純 資 産 合 計	667,722

連結損益計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

売 上 高		
完成工事高	494,826	
投資開発事業等売上高	15,610	510,436
売 上 原 価		
完成工事原価	431,931	
投資開発事業等売上原価	11,395	443,327
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	62,895	
投資開発事業等総利益	4,214	67,109
販売費及び一般管理費		32,591
営業利益		34,518
営業外収益		
受取利息	171	
受取配当金	3,126	
保険配当金	238	
その他	493	4,030
営業外費用		
支払利息	779	
支払手数料	172	
その他	104	1,055
経常利益		37,493
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	3,060	
その他	38	3,124
特別損失		
固定資産廃棄損失	503	
減損損失	1,658	
その他	114	2,276
税金等調整前当期純利益		38,341
法人税、住民税及び事業税	11,762	
法人税等調整額	784	12,546
当期純利益		25,794
非支配株主に帰属する当期純利益		199
親会社株主に帰属する当期純利益		25,595

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	25,681	136,336	△9,437	175,582
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,140		△6,140
親会社株主に帰属する当期純利益			25,595		25,595
自己株式の処分				5	5
自己株式の取得				△5	△5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		64			64
連結子会社の増資による持分の増減		△2			△2
土地再評価差額金の取崩			84		84
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	62	19,538	△0	19,600
当期末残高	23,001	25,743	155,875	△9,438	195,182

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	66,969	△3	5,676	△658	△1,249	70,734	3,078	249,394
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△6,140
親会社株主に帰属する当期純利益								25,595
自己株式の処分								5
自己株式の取得								△5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								64
連結子会社の増資による持分の増減								△2
土地再評価差額金の取崩								84
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	361	31	△84	△296	227	240	△42	197
連結会計年度中の変動額合計	361	31	△84	△296	227	240	△42	19,798
当期末残高	67,330	28	5,592	△955	△1,021	70,974	3,035	269,193

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	327,093	流動負債	273,672
現金預金	78,048	支払手形	2,449
受取手形	4,592	電子記録債務	23,814
電子記録債権	231	工事未払金	83,644
完成工事未収入金	208,060	短期借入金	23,586
販売用不動産	8,270	リース債務	21
未成工事支出金	13,994	リース債務	50,000
不動産事業支出金	1,121	未払法人税等	9,289
未収入金	977	未成工事受入金	26,124
立替金	11,353	預り金	24,184
その他	2,095	賞与引当金	6,105
貸倒引当金	△1,653	完成工事補償引当金	4,288
固定資産	299,827	工事損失引当金	3,526
有形固定資産	94,500	従業員預り金	8,713
建物・構築物	13,920	その他	7,925
機械・運搬具	196	固定負債	101,078
工具器具・備品	707	社債	25,000
土地	75,255	長期借入金	27,573
リース資産	52	リース債務	27
建設仮勘定	4,368	繰延税金負債	18,227
無形固定資産	7,371	再評価に係る繰延税金負債	7,235
投資その他の資産	197,955	退職給付引当金	19,917
投資有価証券	170,262	役員退職慰労引当金	124
関係会社株式・関係会社出資金	21,784	役員株式給付引当金	172
長期貸付金	430	関係会社事業損失引当金	163
破産更生債権等	0	資産除去債務	236
長期前払費用	232	その他	2,400
前払年金費用	2,652	負債合計	374,750
その他	2,826	純資産の部	
貸倒引当金	△234	株主資本	179,257
		資本金	23,001
		資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	140,121
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	134,370
		建設積立金	50,000
		別途積立金	56,774
		繰越利益剰余金	27,596
		自己株式	△9,438
		評価・換算差額等	72,912
		その他有価証券評価差額金	67,289
		繰延ヘッジ損益	29
		土地再評価差額金	5,592
資産合計	626,920	純資産合計	252,170
		負債純資産合計	626,920

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

売 上 高 完 成 工 事 高 投 資 開 発 事 業 等 売 上 高 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 投 資 開 発 事 業 等 売 上 原 価 売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 投 資 開 発 事 業 等 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 保 険 配 当 金 そ の 他 営 業 外 費 用 支 払 利 息 社 債 利 息 支 払 手 数 料 そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 そ の 他 特 別 損 失 固 定 資 産 廃 棄 損 減 損 損 失 関 係 会 社 株 式 評 価 損 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益	458,657 9,427 <hr/> 399,925 6,951 <hr/> 58,731 2,476 <hr/> 24 3,106 238 451 <hr/> 667 88 171 78 <hr/> 25 3,060 59 <hr/> 503 1,503 82 157 111 <hr/> 10,571 841 <hr/> 24,405	468,084 <hr/> 406,876 <hr/> 61,208 <hr/> 28,992 <hr/> 32,215 <hr/> 3,820 <hr/> 1,006 <hr/> 35,029 <hr/> 3,146 <hr/> 2,358 <hr/> 35,817 <hr/> 11,412 <hr/> 24,405
--	--	--

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
					建 設 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	23,001	25,573	25,573	5,750	35,000	56,774	24,247	121,772
事業年度中の変動額								
建設積立金の積立					15,000		△15,000	—
剰余金の配当							△6,140	△6,140
当期純利益							24,405	24,405
自己株式の処分								
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							84	84
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	15,000	—	3,348	18,348
当期末残高	23,001	25,573	25,573	5,750	50,000	56,774	27,596	140,121

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△9,437	160,909	66,926	△3	5,676	72,599	233,508
事業年度中の変動額							
建設積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△6,140					△6,140
当期純利益		24,405					24,405
自己株式の処分	5	5					5
自己株式の取得	△5	△5					△5
土地再評価差額金の取崩		84					84
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			363	33	△84	312	312
事業年度中の変動額合計	△0	18,348	363	33	△84	312	18,661
当期末残高	△9,438	179,257	67,289	29	5,592	72,912	252,170

2019年4月26日

第96期 事業報告の附属明細書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

会社役員の重要な兼職の状況の明細

区分	氏名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容	摘要
取締役	今井 雅則	東日本建設業保証（株）	取締役	※
		東京商工会議所	議員	
		（一社）日本建設業連合会	理事	
		（一社）海外建設協会	理事	
		（一財）戸田みらい基金	理事長	
	鞠谷 祐士	アメリカ戸田建設（株）	取締役	※
		タイ戸田建設（株）	取締役	※
		ベトナム戸田建設（有）	取締役	※
		（株）東京建設会館	取締役	
	戸田 守道	大一殖産（株）	代表取締役	
	植草 弘	戸田ビルパートナーズ（株）	取締役	※
		（株）アペックエンジニアリング	取締役	※
		佐藤工業（株）	取締役	※
伊丹 俊彦	事業報告に記載のとおり	同左		
監査役	神谷 和彦	事業報告に記載のとおり	同左	
	丸山 恵一郎	事業報告に記載のとおり	同左	

※ 兼務する他の会社が当社と同一の営業の部類に属する営業を行っている。

2019年4月26日

第96期 計算書類に係る附属明細書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当 増 加 額	当 減 少 額	期末残高	期末減価償却累計額 または償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建 物	34,194	2,645	526	36,313	22,726	918	13,587
	構 築 物	1,618	59	—	1,677	1,344	41	333
	機 械 装 置	6,708	20	446	6,282	6,098	117	183
	車 両 運 搬 具	92	13	3	101	88	0	12
	工 具 器 具	815	3	2	817	788	20	28
	備 品	894	575	18	1,451	772	133	679
	土 地	64,900	11,667	1,313	75,255	—	—	75,255
	リ ー ス 資 産	297	7	21	284	232	34	52
	建 設 仮 勘 定	635	4,034	301	4,368	—	—	4,368
	有形固定資産計	110,158	19,027	2,633	126,551	32,051	1,265	94,500
無形 固定 資産	借 地 権	5,075	48	—	5,124	—	—	5,124
	電 話 加 入 権	0	—	0	0	—	—	0
	ソ フ ト ウ ェ ア	2,386	597	118	2,865	1,439	468	1,425
	建 設 仮 勘 定	1,894	805	1,893 (1,503)	807	—	—	807
	リ ー ス 資 産	—	5	—	5	1	1	4
	そ の 他	—	10	—	10	0	0	10
	無形固定資産計	9,356	1,467	2,011	8,812	1,440	469	7,371
投資 その他 資産	長期前払費用	116	195	23	288	55	29	232

(注)「当期減少額」の()内は、減損処理額を内書きしております。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,413	1,293	820	1,887
賞与引当金	7,058	6,105	7,058	6,105
完成工事補償引当金	4,001	2,847	2,559	4,288
工事損失引当金	418	3,468	360	3,526
退職給付引当金	20,117	1,355	1,555	19,917
役員退職慰労引当金	122	50	48	124
役員株式給付引当金	120	57	5	172
関係会社事業損失引当金	58	157	52	163

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	404	
役員株式給付引当金繰入額	57	
従 業 員 給 料 手 当	10,104	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	4,367	
役員退職慰労引当金繰入額	50	
退 職 給 付 費 用	807	
法 定 福 利 費	1,503	
福 利 厚 生 費	755	
修 繕 維 持 費	225	
事 務 用 品 費	1,891	
通 信 交 通 費	1,062	
動 力 用 水 光 熱 費	109	
調 査 研 究 費	1,211	
広 告 宣 伝 費	248	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	499	
交 際 費	615	
寄 付 金	85	
地 代 家 賃	1,401	
減 価 償 却 費	242	
租 税 公 課	1,655	
保 險 料	29	
雑 費	1,663	
販売費及び一般管理費合計	28,992	